【 第１版 】

「令和３年７月広島県大雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人　広島県共同募金会

令和３年７月の大雨により、広島県内の竹原市、三原市、海田町など県内１３市町において、半壊・一部損壊等の住家被害が多数発生しました。

広島県共同募金会（以下、本会という）では被災された方々を支援するため、次のとおり義援金の募集を行います。

１．義援金名

令和３年**７月**広島県大雨災害義援金

２．募集期間

令和３年８月２６日（木）から　令和３年１２月２８日（火）まで

３．受付方法

（１）口座振込み

金　融　機　関	口　座　番　号	口　座　名　義
① 広島銀行 三川町（みかわちょう）支店	普通　３４２３３６２	社会福祉法人 広島県共同募金会
② もみじ銀行 昭和町（しょうわまち）支店	普通　３０４００３６	社会福祉法人 広島県共同募金会
③ 広島県信用農業協同組合連合会 本所	普通　０００６９９１	社会福祉法人 広島県共同募金会
④ ゆうちょ銀行	００９９０-７-２３９２５２	社会福祉法人 広島県共同募金会

※ ①の口座は、広島銀行の本店及び各支店からの振込手数料は無料となります。

※ ②の口座は、もみじ銀行の本店及び各支店からの振込手数料は無料となります。

※ ③の口座は、広島県信用農業協同組合連合会の本店及び各支店からの振込手数料は無料となります。

※ ④の口座は、ゆうちょ銀行の窓口での振替手数料は無料となります。

※ 上記４行へのＡＴＭ及びインターネットバンキングを利用しての振込手数料は有料となります。

（２）現金書留による義援金の送金

<u>現金書留による受け入れは、料金免除となりません</u>ので、ご注意ください。

（３）義援金の持参

広島県共同募金会及び県内各市町共同募金委員会で受け付けます。

４．義援金の配分

広島県、広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部、ＮＨＫ広島放送局等による義援金配分委員会を通じて、被災者へ配分されます。

５．義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領書等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項をご記入のうえ、本会までご送付ください。後日、領収書を発行いたします。

［該当する税制優遇措置］

・所得税法第７８条第２項第１号及び法人税法第３７条第３項第１号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第３７条の２第１項第１号及び同法第３１４条の７第１項第１号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

６．その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資の取り扱いはいたしておりません。

７．問合せ先

社会福祉法人　広島県共同募金会

〒732-0816　広島市南区比治山本町１２－２

ＴＥＬ　０８２－２５４－３２８２　　ＦＡＸ　０８２－２５４－１９７５

E-Mail　kyobo.34@vega.ocn.ne.jp

■ 本要綱は、令和３年８月２６日から施行